

第16回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録

日 時：令和4年8月17日（水）

場 所：榛名支所4階第401会議室

議 事 簡易水道の現行料金体系の維持について

報 告 各課業務内容について

出席委員6名（敬称略）

会長（倉渕）	戸塚 光久
副会長（倉渕）	安達 恵美子
委員（倉渕）	塚越 洋
委員（箕郷）	後藤 孝
委員（倉渕）	関 一
委員（倉渕）	石井 若江

市側出席者6名

上下水道事業管理者	新井 俊光
経営企画課長	清水 孝之
料金課長	小山 和寛
工務課長	春山 利幸
浄水課長	田畑 守
倉渕支所農林建設課長	大井 良幸

事務局5名

経営企画課総務担当係長	吉田 大徹
経営企画課計画担当課長補佐	俣田 康徳
経営企画課財務担当課長補佐	岡田 義紀
経営企画課総務担当主査	清水 仁子
倉渕支所農林建設課課長補佐	佐藤 直紀

1 開 会 午後1時45分

2 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者
- 戸塚会長

3 議 事

- 委員 8 名中 6 名が出席したため、高崎市簡易水道事業運営審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告
- 新井上下水道事業管理者から戸塚会長へ諮問書を交付
- 高崎市簡易水道事業運営審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、戸塚会長が議長となり議事を進行
- 議長から会議録署名委員に、塚越委員、関委員を指名

○経営企画課係長

それでは、ただいまから次第 3 の議事に移らせていただきます。審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長となっていただくことになっておりますので、戸塚会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、進行を務めさせていただきます。円滑な審議会運営が出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、会議録に署名していただく委員をご指名いたします。本日の会議録署名委員につきましては、塚越洋委員、関一委員をご指名いたします。両委員の方には、本日の会議録が完成しましたら、後日ご署名をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。「簡易水道の現行料金体系の維持について」、事務局より説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは、簡易水道の現行料金体系の維持について、ご説明いたします。

「資料 1-1」の 1 ページをご覧ください。「1 合併時の調整方針」でございます。本市は、これまで 3 度の合併をしておりますが、(1) から (2) に記載のとおり、簡易水道がある倉渕・箕郷・榛名地域のいずれの合併におきましても、「事業の執行に支障が生じる等の料金の見直しが必要となる時点まで、現行の料金体系を維持するものとする。」旨の調整方針となっております。

合併前の旧地域におきましては、それぞれ独立した水道事業体として、供給に要した経費を住民の皆様にご負担いただきながら事業運営をしてきた経緯がございまして、それぞれの地域で異なった料金の体系が設定されており、合併後におきましても、合併協定に基づきまして、そのままそれぞれの料金体系を継承しているものとなります。

続きまして、「2 料金体系の維持について」ご説明いたします。

簡易水道料金については、給水条例において、それぞれ簡易水道ごとに料金が定められており経過措置期限の規定はございません。これまで事業の執行に支障がないことから、それぞれの簡易水道において、合併以降、現行の料金体系が維持されております。

なお、参考となりますが、水道料金については、給水条例において合併前の各地域の料金体系が経過措置期限つきで適用されておりますが、これまで事業の執行に支障が生じていないことから、令和5年3月31日まで現行の料金体系を延長することをご議決をいただいております。

続きまして、「3 財政状況の見通し」でございます。

財政状況の見通しにつきましては、高崎市水道ビジョン2021改訂版におきまして、令和3年度から令和12年度までの計画期間について検証しております。同ビジョンにつきましては、令和2年度に開催されました第15回の本審議会にて審議・答申をいただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

最初に(1)投資試算でございますが、水道施設の耐震化や施設の更新を進めていくための建設改良事業を実施した場合の投資額について、試算いたしました。

2ページの《計画期間内の改良事業及び投資額》の表をご覧ください。

管路の耐震化で111億円、老朽化した浄水施設の更新で76億円、配水設備整備拡張事業及び負担工事事業などで74億円を試算しております。

次に(2)財源試算でございますが、(1)で説明させていただいた投資試算で実施する事業費の財源についての試算でございます。①の料金収入につきましては、これまでの実績値から今後も減少を続けることと試算しております。下にグラフがございますが、令和元年度で決算額では57億3千万円の給水収益が令和12年度では51億2千万円に減少する試算結果となっております。

②の企業債につきましては、経営改善のためには企業債残高を減少させる必要があるため、今後は償還額を超えない範囲で発行額を設定いたします。3ページにグラフがございますが、《企業債残高・発行額・償還額の試算》及び《企業債残高対給水収益比率、企業債元利償還金対料金収入比率の試算》につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に(3)投資以外の経費の試算でございますが、令和元年度の実績値などから推計を行った上で試算しております。その推計方法につきましては、下の表のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

(4)運転資金でございます。計画期間内においては、流動資産から流動負債を控除した運転資金は減少することと想定しますが、事業執行に支障のない経営状況が保たれるものと試算しております。下の表は《運転資金の推移の試算》でございますが、計画期間の最終年度である令和12年度におきましても、運転資金は33億円と試算しており、目安の30億円以上となっております。

最後に(5)投資・財政計画でございます。

これまでの試算を踏まえ、計画期間内の収支見通しである「投資・財政計画」を作成しております。計画期間内においては、全ての年度で当年度純利益が見込まれておりまして、最終年度である令和12年度におきましても1億257万7千円の当年度純利益を見込んでおります。なお、「投資・財政計画」については、別紙となりますが「資料1-2」とご用意させていただいておりますので、後程ご確認いただければと存じます。

続きまして、「4 簡易水道の料金体系の維持について」ご説明いたします。

簡易水道料金の引き上げの基準につきましては、事業を運営するにあたり、「資金の不足額が生じること」又は「単年度欠損金（単年度赤字）が発生し続ける状態となること」となりますが、下記（1）及び（2）に記載しているとおり、現時点において、令和12年度までに資金の不足及び単年度欠損金が生じることが想定しておりません。

従いまして現行の簡易水道料金において、事業の執行に支障が生じていないため、合併時の調整方針に則り、現行の料金体系を引き続き維持するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ここまでの説明についてご意見等がございましたら、お願いします。

○会長

ご意見等はないようですので、原案に基づき、簡易水道の現行料金体系の維持について妥当である旨、本審議会として答申させていただきます。委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員 異議なし）

それでは議事「簡易水道の現行料金体系の維持について」の審議を終了いたします。続きまして報告に移ります。各課業務内容についての説明をお願いします。

4 報 告

○経営企画課長

それでは、簡易水道事業を担当する各課の業務説明に入らせていただきますが、先に一点、報告させていただきます。工務課、浄水課が担当する簡易水道業務について、倉渕地域におきましては、地域とのスムーズな連携等の観点から、倉渕支所農林建設課が担当しておりますが、本日の報告内容については、倉渕地域も併せての報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2をご覧ください。経営企画課の主な簡易水道事業業務でございますが、資料に記載のとおり、主な業務としましては、職員の人事・給与・サービスに関する業務、計画・認可申請に関する業務、予算・決算に関する業務、入札工事契約及び財産管理に関する業務、簡易水道事業運営審議会に関する業務、水源かん養林に関する業務、指定給水装置工事業者の指定に関する業務などを担当しております。その他、広報も行っておりまして、参考資料として配付させていただきました広報誌「水のめぐみ」の発行をしております。こちらは年2回、広報高崎と併せて全戸配布しております。また毎年6月1日～7日に全国的に実施されております「水道週間」の時期に合わせまして、関連イベントなどを行い、市民の皆様へ水道

についてより親しんでいただけるよう努めております。

以上、誠に簡単ではございますが、経営企画課の主な業務の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○料金課長

料金課長の小山でございます。よろしくお願いいたします。

料金課の令和4年度の主な事業につきまして、ご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

料金課の主な事業の一点目としましては「収納率向上への取り組み」でございます。引き続き簡易水道料金の未納者に対しまして収納確保の強化を実施し、収納率の更なる向上に努めてまいります。

簡易水道料金における収納率の状況といたしましては、令和4年3月末日現在98.75%となっており、昨年同時期の99.18%より0.43ポイント下がっております。これは、コロナ禍により、滞納整理の一環である給水停止を見合わせていたことが原因と考えられます。収納率に関しましては、納期から6カ月後には、99.9%とすることを目標としております。

次に二点目としましては、「給排水受付窓口業務」でございます。

給水装置設計施工指針に基づき、構造及び材質の確認を行い適正な施工指導を行っております。令和3年度実績は、記載のとおりでございます。

次に三点目としましては、「検定満期量水器の取替業務」がでございます。

量水器、いわゆる水道メーターでございますが、計量法の規定により8年毎に取替の必要がございます。約2,600水栓のうち、令和4年度の対象となる715個の水道メーターを順次取替えてまいります。

これにより、正確な使用水量の検針ができ市民の皆様に安心して水道を利用してもらうことができます。

以上、誠に簡単ではございますが料金課の主な事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○工務課長

工務課の春山でございます。よろしくお願いいたします。それでは資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

工務課の主な施策・事業でございますが、令和3年度は管網整備事業、給配水管の維持管理業務を行いました。

初めに管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、老朽管の更新を行い、管の漏水や破損、水の濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業でございます。令和3年度は、配水管布設替工事1件、空気弁取付工事1件を実施いたしました。次に漏水等修繕対応でございますが、市民及び道路管理者等からの通報により発見された漏水に対し、迅速に現場調査を行い、修繕を実施するものでございます。

令和3年度の漏水等修繕件数は、倉渕地域19件、箕郷地域1件、榛名地域6件

の合計26件実施いたしました。令和4年度も発見された漏水に対して、迅速な修繕を実施いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、工務課の主な施策及び事業の説明とさせていただきます。

○浄水課長

浄水課の田畑です。よろしくお願いいたします。それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

浄水課の主な業務内容でございますが、浄水施設の維持管理業務、水質検査業務及び施設改良事業でございます。

最初に水道水の安定供給を図るための浄水施設の維持管理業務でございますが、記載のとおり地域別の簡易水道及び附属施設等の管理業務でございます。管理する施設といたしましては、「取水施設」、「浄水場」及び「配水池」の施設でございます。

次に水質検査業務でございますが、水道水の安全を確保するために、水質検査計画に基づき、原水や浄水の水質検査を、年間で約500件実施いたします。

次に施設改良事業でございますが、水道水を安定的に供給することを目的として、効率的に簡易水道等の施設の改良を行う事業でございます。

令和3年度の主な事業でございますが、資料に記載してあります工事を実施いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが浄水課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

事務局からの説明が終わりました。何かご意見等がございましたらお願いします。

○後藤委員

資料2の中に水源かん養林についてとありますが、具体的にはどのような事業でしょうか。

○経営企画課長

水源かん養林についてですが、本市は水道用水の3割弱を烏川から取水しており、その烏川上流にあたる倉渚地域は、戦後の森林乱伐によって水源林が減少し、大雨による増水や水量不足にみまわれる等の不安定な水源となっていました。そのため自然のダムと言われる森林を育成し、河川の枯渇を防止し、安定した水を確保するために、昭和46年、当時の倉渚村から村有林145.7haを借り上げて、植林、下刈り、除伐、間伐を実施し、森林の整備を行ってきました。合併後は借り上げをしていた145.7haと合併前の村有林80.4haを併せて水源かん養林として、高崎市水道局で管理を行っております。森林を整備することによって、森林の持つ保水能力や水質浄化機能を向上させ、河川の流量の安定確保や水質安定維持へ

つながるものとして、水源かん養林事業を行っているところです。

○後藤委員

他の地区にもあるのでしょうか。

○経営企画課長

該当地域とすると、旧倉渕村になりまして、全体面積とすると226.1ha、本数とすると、当時カラマツ、ヒノキ、モミなど52万9千本を植林しております。

○後藤委員

箕郷地域の水源がイノシシによる衛生上の害で、使用できなくなったことがありました。そういったことの管理も水源かん養林の事業になるのでしょうか。また、水源かん養林、水源林は違うことなのでしょうか。

○経営企画課長

獣害等の管理となりますと、水源かん養林事業とは違ってくるかと思えます。また、水源かん養林、水源林、保安林等ございますが、概ね一緒の意味合いだと考えられます。水の安定供給のために、山に水を保有し枯渇しないようにする役割が共通していると思われます。

○後藤委員

ぐんま緑の県民税がありますが、内容とすると水源かん養林の整備にも利用できますか。また、可能だとしたら利用はされているのでしょうか。

○経営企画課長

緑の県民税と水源かん養林は、整備対象が別になるかと思えます。また、緑の県民税の利用はしておりません。

○上下水道事業管理者

緑の県民税ですが、水源等に限らず、地域の里山への管理、整備等に対して、県が補助する事業になるのかと思えます。内容については、確認してお答えさせていただきます。

(別紙回答)

○後藤委員

ありがとうございました。

○会長

貴重なご意見をありがとうございました。他にご質問はございませんか。

ないようであれば、これで本日の予定は全て終了しましたので議長の職を降ろさ

させていただきます。円滑な審議会運営へのご協力をいただき、大変ありがとうございました。

○事務局

会長、ありがとうございました。また委員の皆様にはお忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第16回高崎市簡易水道事業運営審議会を終了いたします。本日はご多忙のところご出席いただき、大変ありがとうございました。

5 閉 会 午後2時20分

第16回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録について前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日

会 長

委 員

委 員

(質問) ぐんま緑の県民税を水源かん養林整備に利用できますか。

(回答) ぐんま緑の県民税は、県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県である群馬県が、豊かな水を育み、災害を防止するなど、多くの恵みをもたらす森林を県民共有の財産として、守り、育て、次世代に引き継いでいくため、県民税均等割の超過課税「ぐんま緑の県民税(通称)」として、平成26年4月から導入しているものです。

主な事業内容は下記のとおりですが、水道局で管理している水源かん養林は公有林となるため、緑の県民税の利用は不可となっています。

(事業内容)

- 1 水源地域の森林整備
 - ・森林の公益的機能の維持・増進
 - ・災害に強い森林づくり
 - ・管理コストの低い森林づくり

- 2 ボランティア活動・森林環境教育の推進事業

- 3 市町村提案型事業
 - ・荒廃した里山平地林の整備
 - ・自然環境の保護・保全
 - ・森林環境教育・普及啓発
 - ・森林の公有林化
 - ・独自提案事業